



新型コロナウイルスの感染が都市部で急速に拡大している事態を受けて、安倍総理大臣は、東京など7都府県を対象に、法律に基づく「緊急事態宣言」を行いました。3月からの自粛、4月の緊急事態宣言により、通常の事業ができず対応に追われていたり、将来に漠然と不安を抱えていらっしゃる方も多いかと思えます。特に、日本は3月決算法人が多く、決算・申告・納付も集中する時期となります。

今回は、新型コロナ感染拡大防止への対応について、国税庁からのFAQの抜粋したものを中心にご説明したいと思います。

新型コロナ感染拡大防止への対応 Q&A

Q1 新型コロナウイルス感染症の影響で売上が落ち込んでおり、持続化給付金の申請を考えています。中小企業は、200万円を上限に給付金がもらえるとのことですが、具体的な制度の内容を教えてください。

持続化給付金は、閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に盛り込まれたもので、制度がスタートするのは、財源となる補正予算が成立した後になります。詳細は、4月の最終週を目途に確定・公表される予定です。

【概要】

・新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業全般に広く使える給付金。

【支給対象】

・新型コロナウイルス感染症の影響で売上が前年同月比で50%以上減少している者。

※資本金10億円以上の大企業を除き、中堅、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者が対象。

【給付額】

法人：200万円、個人事業者等：100万円 ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限。

＜売上減少分の計算方法＞

減少分 = (前年の総売上(事業収入)) - (前年同月比▲50%月の売上×12か月)

※前年同月比▲50%月：2020年1月～12月のうち、2019年の同月比で売上が50%以上減少したひと月について事業者が選択。



Q2 雇用調整助成金の申請を考えていますが課税関係を教えてください

雇用調整助成金は、課税(事業所得等)となり、他の所得と合わせて申告になります。

Q3 期限までに申告等が困難な場合に、個別の申告期限延長の手続等があると聞きましたが、どのような場合に個別延長が認められますか。

新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付ができないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことにより期限の個別延長が認められます。

Q4 やむを得ない理由について具体的に教えてください。

このやむを得ない理由については、例えば、法人の役員や従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したようなケースだけでなく、次のような方々がいることにより通常の業務体制が維持できないことや、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていることなどにより決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケースなども該当することになります。

- ①体調不良により外出を控えている方がいること
- ②平日の在宅勤務を要請している自治体にお住いの方がいること
- ③感染拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務等をしている方がいること
- ④感染拡大防止のため外出を控えている方がいること



Q5. 申告・納付が困難な場合、個別延長ができると聞きましたが、個別延長の場合の申告・納付期限はいつになりますか。

申告・納付ができないやむを得ない理由がやんだ日から2か月以内の日を指定して申告・納付期限が延長されることになります。そのため、法人の申告書等を**作成・提出することが可能となった時点で申告**を行ってください。

Q6. 個別延長する場合には、どのような手続きが必要となりますか？

別途、申請書等を提出していただく必要はなく、**申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」**である旨を付記していただくこととしております。このため、当初の申告期限以降に、申告書を提出する場合には、新型コロナウイルス感染症の影響による申告期限及び納付期限を延長する旨を以下の方法で作成していただきますようお願いいたします。この場合、申告期限及び納付期限は原則として申告書等の提出日となります。

- ①**法人税・消費税申告書等** ⇒ **申告書の右上の余白**に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載
- ②**源泉所得税納付書** ⇒ **所得税徴収高計算書の「摘要」欄**に「新型コロナウイルスによる納付期限延長申請」と記載
- ③**電子申告** ⇒ 電子申告及び申請・届出による添付書類の送付書の「電子申告及び申請・届出名」欄等に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力

Q7 業績が悪化したため、役員給与の減額を行う事としましたが、定期同額給与に該当せず、損金算入が認められないのでしょうか。

法人税の取扱では、業績悪化事由による減額改定に該当する場合、損金不算入の対象外となります。業績悪化改定事由とは、経営状況が著しく悪化した等、やむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情があることを言い、**コロナによる急激な売上減少等は、業績悪化改定事由に該当**します。

Q8 現状では売上等の数値的指標が著しく悪化していない場合でも、今後の見通しがつかず、今後の業績の悪化が見込まれるために行う、役員給与の減額は、業績悪化改定事由に該当するのでしょうか。

現状では、著しい悪化に該当していませんが、役員給与の減額といった経営改善策を講じなければ、客観的な状況から判断して、急激に財務状況が悪化する可能性が高く、**今後の経営状況が悪化することが不可避と考えられる場合**の減額改定は、業績悪化改定事由による改定に該当します。

今月のあなたの運勢

✧血液型編✧

A型	B型	O型	AB型
あなたの積極的な姿勢が功を奏して、物事が大きく広がっていきます。興味をもった人には性別や年齢を問わず、近づいてみて。	吉凶混合の様子。環境にちょっとした変化があるかも？よくも悪くも変動していく流れは止められそうにありません。	目の前に新たな世界の扉が開かれる予感!?サービス精神を発揮し、できるだけ積極的に声かけを。第一印象は当てにしないで	今まで頼りにしていた友人や上司が、離れていってしまうかも。自立できるように与えられた試練と思い、自力で頑張りましょう



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。